

令和元年 10 月 30 日
神奈川県いじめ防止対策調査会

(案)

神奈川県いじめ防止対策調査会 諮問事項について

【諮問事項】

○いじめ等の悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制のあり方について

近年、スマートフォンの普及に伴い、若年層の多くが SNS をコミュニケーション手段として活用している。また、インターネットを通じたいじめが増加しており、その対応が課題となっている。さらに、いじめを受けて、誰にも相談できず、一人で悩む子どもたちへの対応も課題である。

こうした中で、県教育委員会が平成 30 年度に試行的に実施する SNS いじめ相談の結果を基に、いじめ等の悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制のあり方について御審議いただきたい。

1 課題意識

いじめを始め、様々な悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制については、多様な選択肢を用意して、問題の深刻化を未然に防止することが求められている。

その一つに SNS を活用した相談体制が考えられる。

2 現状の対応

(1) 学校における相談

- ・担任、養護教諭、教育相談コーディネーター、部活動顧問等による相談
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる相談

(2) 総合教育センターにおける相談

- ・電話相談 (24 時間 SOS ダイアルを含む)
- ・電子メールによる相談
- ・来所相談

3 SNS を活用したいじめ相談 「SNS いじめ相談@かながわ」

平成 30 年度* 9 月 10 日～9 月 23 日の 2 週間 17 時～21 時

対象者 県内の学校から抽出した 101 校の公私立の中高生約 5 万 8 千人

令和元年度 8 月 26 日～9 月 22 日の 4 週間 18 時～21 時

対象者 県内の国公立の中高生約 44 万人

※平成 30 年度「SNS いじめ相談@かながわ」の実施結果概要 (別添)

4 主な論点

- (1) 多様な児童・生徒に対応するため、多重的な相談のセーフティーネットが必要ではないか。
- (2) それぞれのメリット、デメリットを勘案し、今後の相談体制をどのように整備していくか。

【参考】

	メリット	デメリット
学校における相談	<ul style="list-style-type: none"> ・相談希望の有無にかかわらず、気になる生徒へ積極的な声かけができる。 ・教員が生徒の実態を把握しているので具体的な対応ができる。 ・他の教員やSC・SSW、保護者、外部関係機関との連携がしやすい。 ・生徒が相談しやすい教員を選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の生徒の目が気になり、相談しにくいことがある。 ・相談内容によっては、身近な教員に相談しにくいこともあり、真意を伝えられない場合がある。 ・年度当初などは担任との関係が薄く相談しにくいことも考えられる。
総合教育センターにおける相談 (電話相談)	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間対応可能。 ・音声を通じて共感の気持ちを示しながら相手の悩みを引き出せる。 ・電話相談から来所相談や外部関係機関にも繋げることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声（ことば）によるコミュニケーションに抵抗感のある児童・生徒もいる。
SNSを活用した相談	<ul style="list-style-type: none"> ・人と話すことが苦手な子どもも相談しやすい。 ・どこにいても相談ができる。 ・相談内容の履歴が残るため、別の相談員への引継ぎがスムーズに行える。 ・身近なアプリを使用できる。 ・相談員が相談内容を共有し、複数の意見で対応することも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声を伴わないため、相談者の心理状態の把握が困難である。 ・相談員の「共感・寄り添い」を伝えることが難しい。 ・緊急性の高い事案について迅速に対応できないおそれがある。 ・1件当たりの相談時間が長くなる傾向にある。 ・冷やかし等の対応に時間が割かれることもある。